

IEEJ 温暖化ニュース

Vol.8

2005 年 4 月～2005 年 6 月

財団法人 日本エネルギー経済研究所
地球環境ユニット

2005 年 4 月、日本においては、京都議定書目標達成計画が閣議決定され、目標達成に向けた追加的な地球温暖化対策の議論が進められています。また他の先進各国においても、具体的対策が加速されている状況となっています。

そこで、今回の温暖化ニュースでは、2004 年 4 月から 6 月（一部 7、8 月の情報を掲載）にかけての海外における温暖化問題に関連する動向の注目すべきポイント、我が国の中央省庁で行われた審議会の内容等を中心にご紹介致します。

地球環境ユニット
総括 工藤拓毅

—目次—

1. ポスト京都議定書
2. G8
3. EU
 - 3-1 エネルギー効率化
 - 3-2 再生可能エネルギー
 - 3-3 域内排出量取引
4. 米国 エネルギー法案
5. スイス 炭素税
6. ニュージーランド 炭素税
7. 英国 炭素固定化技術
8. カナダ 地球温暖化対策計画
9. 中国 CDM
10. 国内 審議会動向

1. ポスト京都議定書

1-1. UNFCCC 締約国の政府専門家セミナー

—ポスト京都へのロードマップ、次期枠組作りへの第一歩—

2005 年 5 月 16 日から 17 日にドイツのボンにおいて、緩和策・適応策に関する行動・政策措置について気候変動枠組条約締約国の政府専門家が情報交換を行う非公式の場としてセミナーが開催された。これは、昨年 12 月にブエノスアイレスで開催された第 10 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP10) の合意を受けて実施されたもので、19 日からの補助機関会合に先駆けて行われたものであった。

特に注目され期待された議論は、京都議定書の第一約束期間以降の将来枠組みに関する各国の見解に関するものである。京都議定書は、2013 年以降に関し、2005 年から検討を始めるよう締約国に求めており、本年 11 月末からモンテリオールで開催される第一回気候変動枠組条約締約国会合 (COP/MOP1) から、この議論が本格的に始動することになっている。

COP10 では、ポスト京都議定書の問題について議論を早急に進めたいと考える EU をはじめとするいくつかの国と、既存の地球温暖化政策がどのような影響があるかをまずは評価する必要があるとした米・産油国らとの対立があり、結局事前に用意された議題には、広範かつ一般的なものとなっており将来枠組みについては特に言及されていなかった。また、セミナーの開催については、「将来のいかなる交渉、コミットメント、手続き、枠組み、あるいはマנדートにも影響を及ぼさない」形で開催されるという但し書きがつけられていた。このように「非公式」であるというコンセンサスがとれていたことから、温暖化交渉の場とは異なり、建設的でオープンな議論であったと評価されている (出所 1) (出所 2)。結果をみれば、各国からの発言は将来に関するものも含まれており、今後の議論を始めていく上で、締約国間で良好な関係作りが出来たと言える。

セミナーでは、まず条約事務局長の Waller-Huneter 女史が、先進国の中で京都議定書目標の達成が危ぶまれる国があることに懸念を示した上で目標達成の重要性を述べた。また、本セミナーの情報交換を足がかりとして次期枠組の策定に向けたロードマップの作成を行い、COP/MOP1 で京都議定書の更新/延長のための具体策が策定されることを期待するとコメントした。インド、中国、ブラジルをはじめとする途上国からは、先進国による気候変動対策実施が十分でない、途上国に対する資金助成や技術移転が進んでいない、気候変動対策が途上国の経済成長や貧困問題解消に悪影響を及ぼすべきではない、といった不満の声があがった。欧州委員会は、先進国の長期目標として温室効果ガスの排出を 2020 年までに 1990 年比 15-30% の削減を目指すとの考え方を示した。これは本年 3 月に開催された欧州理事会の合意内容と同じであり、EU の今後の交渉のスタンスが強く現れているのがみ

てとれる¹。米国の気候変動問題担当者の H.Watson 氏は、参加国間の主張に隔たりが大きく、コンセンサス形成は困難と予想されることから、2012 年以降に対し京都議定書が更新されるか疑問だとした（出所 3）（出所 4）。米国は現在の京都議定書から脱退し独自の温暖化対策路線を打ち出すなど、現在の枠組みに反対している。そのため、京都型枠組みの延長をベースとした EU の方針と真っ向からぶつかることになる。次の国際的枠組みにおいて、米国、途上国の意味の有る参加が得られなければ気候変動対策に真の意味で有効であるとはいえず、セミナーでの「前向きな明るい」議論の裏側には、今後の国際交渉の困難さが見え隠れしている。

（文責 田中加奈子）

（出所 1）

- ・ 田中・柳, 国連気候変動枠組条約第 10 回締約国会議（COP10）参加報告、
（財）日本エネルギー経済研究所 HP

（出所 2）

- ・ 伊藤・田中, UNFCCC 政府専門家セミナー参加報告、
（財）日本エネルギー経済研究所 HP

（出所 3）

- ・ Reuters, 2005 年 5 月 17 日
<http://abcnews.go.com/US/wireStory?id=764277>

（出所 4）

- ・ Reuters, 2005 年 5 月 18 日
<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/30842/story.htm>

2. G8（グレンイーグルス・サミット）

2-1. 温暖化問題の重要性共有に関し合意・米国の取り込みには失敗

7月6日から8日まで開催されたG8サミットでは、当初、京都議定書から離脱した米国の取り込み、ならびに、ポスト京都の何らかの青写真が出されることが期待されていた。しかしながら、米国の京都議定書拒否姿勢が保たれたままサミットは閉幕し、長期的な削減努力に関する記述が大幅に削られることとなった（出所1）。

成果文書の一つとして出された「グレンイーグルス行動計画－気候変動・クリーンエネ

¹ EU のポスト京都に関する目標設定については温暖化ニュース Vol. 6～7 を参照。
(<http://eneken.ieej.or.jp/data/pdf/1038.pdf>)

ルギー・持続可能な発展」では、気候変動は G8 各国が取り組むべき課題であると明記された。また、エネルギー効率改善、将来に向けたクリーンな電力の推進、研究開発の促進、クリーンエネルギーへの移行のための資金調達、気候変動の影響への対処、違法伐採への取組みについてが、文書の中で取り上げられている。米国がこれまで強硬に反対していた人為的活動と地球温暖化の因果関係に関しても盛り込まれており、IPCC による第 4 回評価報告書の完成のために、現在行われている研究の広範囲にわたる分析を歓迎するとした。今後は、ロシア・日本におけるサミットにおいても、気候変動を討議事項に入れる予定である（出所 2）。

米国は、サミット中に技術革新を強調し、京都議定書型の目標設定に関しては拒否の姿勢を崩していない。さらに7月27日に、米国、豪州、日本、中国、韓国、インドの六カ国共同で地球温暖化対策に取り組む「アジア太平洋パートナーシップ」創設を発表するなど、京都議定書の枠外での取組みを始動させつつある（出所3）。

京都議定書の第一約束期間後の将来枠組みへ向け、米国および京都議定書の批准国ともに、中国・インドなどの新興国を取り込む姿勢を見せており、COP/MOP1を目前にして、それぞれの思惑が交錯している状況である。11月に英国で開催される国際会議で、中国・インドをはじめとする新興国を含め、将来枠組みに関する対話を行う予定であり、引き続きその動向を注視する必要がある。

（文責 柳美樹）

（出所 1）

- ・ 共同通信, 2005 年 7 月 4 日

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20050704-00000170-kyodo-soci>

（出所 2）

- ・ 英国政府, 2005 年 7 月 8 日、11 日

http://www.fco.gov.uk/Files/kfile/PostG8_Gleneagles_CCChapeau.pdf

<http://www.g8.gov.uk/servlet/Front?pagename=OpenMarket/Xcelerate/ShowPage&c=Page&cid=1078995903270&a=KArticle&aid=1119521193501>

（出所 3）

- ・ 産経新聞, 2005 年 7 月 29 日

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20050729-00000010-san-int>

3. EU

3-1. エネルギー効率改善における野心的な目標を掲げたグリーンペーパーを発表

2005 年 6 月、欧州委員会はエネルギー効率に関するグリーンペーパーを採択した。その内容は、技術進歩によりエネルギー効率の向上を図り、域内のエネルギー需要を 2020 年までに 20%減少させるというものである。本目標の削減効果は 600 億ユーロ（約 8 兆円）にも及ぶ。欧州委員会が本グリーンペーパーを採択した背景には、仮に何の手も打たなければ、2020 年までにエネルギー消費が約 10%増加し、域内のエネルギー需要の輸入依存度も 50%にも達し（総額は年間約 2,400 億ユーロ）、2030 年には 70%までに達すると予想されていることが挙げられる。また、エネルギー効率の向上により、リスボンサミット（2000 年 3 月）で採択された二つの基本原則（「経済成長」と「雇用」）が達成できるばかりでなく、京都議定書削減目標の遵守が可能となるということも挙げられる（出所 1）。

現在、欧州のエネルギー消費は年 1~2%で増加している。その要因としては、貨物を中心とした道路輸送や電力部門の需要の伸びが顕著であること、ビルや住宅の熱供給システムや照明の効率が悪いこと、エアコンの普及率が高くなっていること、そして家電機器の待機電力量の増加などが挙げられている。

2000 年以降、化石燃料の代替となる供給源が十分に伸びていないことから、欧州委員会は主に需要サイドへの働きかけを重視し、中でもエネルギー効率の向上を最も迅速、簡便、かつ効果的な手段であると位置づけてきた。

欧州委員会はエネルギー需要の 20%削減について、うち 10%は現行対策で達成可能だとしているが、残りの 10%については輸送部門、ビル・住宅部門、産業部門での取り組みが新たに必要だと述べている。その主な追加対策は、下記の通りである（出所 2）。

(1) 輸送部門

- ・クリーン自動車購入促進のための税制度の導入、公的部門による率先購入
- ・都市部の交通政策（流入制限、公共交通機関利用促進）、等

(2) 業務用・家庭部門

- ・新築及び建替え時の熱利用効率向上を促進するための法整備
- ・待機電力削減、等

(3) 産業部門

- ・電力部門へのコジェネレーションシステム導入、等

欧州委員会がこのタイミングで本グリーンペーパーを採択したのは、英国グレンイーグルス・サミットの主要議題である環境問題において、欧州がイニシアティブを取るとの強い意志の表れであったとみることもできる。

（文責 鶴岡明人）

(出所 1)

- ・ 欧州委員会, 2005 年 6 月 22 日

[EUROPA - Rapid - Press Releases](#)

(出所 2)

- ・ 欧州委員会, 2005 年 6 月 22 日

http://europa.eu.int/comm/energy/efficiency/doc/2005_06_green_paper_memo_en.pdf

3-2. EU の再生可能エネルギー導入目標

— 欧州議会は 2020 年の域内における再生可能エネルギー比率を

25%へ高めることを奨励—

欧州委員会は、EU 域内における再生可能エネルギーの普及促進のため、2010 年の再生可能エネルギーの導入目標値を設定している (EU 指令、2001 年)。目標値は、一次エネルギー総供給に占める比率で 12%、発電電力量に占める比率では 22.1% (拡大 EU25 ヶ国では 21%) である。2004 年 5 月、その後の導入状況調査をもとに評価報告書 (出所 1) が作成されたが、2020 年の目標値は十分な評価を行ってから 2007 年に設定することになった。これは、技術面でも実用面でも困難な要因が多く、2010 年の目標達成も厳しいからである (出所 2)。

一方、欧州委員会を監督する立場にある欧州議会は、付属の産業・研究・エネルギー委員会において、独自に EU の再生可能エネルギー普及促進策について検討している。2004 年 4 月には、2020 年の EU 内再生可能エネルギー比率の目標を全供給量の 20% に設定するように欧州委員会に勧告していた。今後、更なる見直しにより目標値を 25% に上方修正し (出所 3)、2005 年 6 月 22 日にその報告書が承認され、議会でも承認される見通しである。この結果は法的拘束力を持たないが、欧州委員会に対して議会の考えを示すものとなる (出所 4)。

このように、再生可能エネルギーの導入に積極的な EU できえ、目標値を達成するのは厳しい状況である。ドイツやデンマークなど一部の加盟国は順調に導入が進められているが、達成が困難な国が多い。欧州委員会は、2005 年 11 月頃までには 2010 年以降の目標値に関する広範な影響分析を行う予定になっており、その結果が待たれるところである。また、そこでの議論は、日本の新エネルギー導入促進策にも参考になるであろう。

(文責 富田哲爾)

(出所 1)

- ・ 欧州委員会, The share of renewable energy in the EU, 2004 年 5 月 26 日

http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2004/com2004_0366en01.pdf

(出所 2)

-  Environment Daily、2004 年 5 月 26 日

www.environmentdaily.com

(出所 3)

- 欧州議会, On the share of renewable energy in the EU and proposals for concrete actions, 2005 年 4 月 14 日 (5 月 12 日修正)
http://www.europarl.eu.int/meetdocs/2004_2009/documents/PR/563/563870/563870en.pdf
http://www.europarl.eu.int/meetdocs/2004_2009/documents/AM/563/563339/563339en.pdf

(出所 4)

- EurActive, 2005 年 6 月 22 日
<http://www.euractiv.com/Article?tcaturi=tcm:29-141320-16&type=News>

3-3. EU 域内排出量取引制度

— 欧州委員会、全 EU 加盟国の NAP を承認。EUA 価格は高騰 —

2005 年 6 月 20 日、欧州委員会は、EU 域内排出量取引制度の第 1 フェーズである 2005 年から 2007 年のギリシャの国内割当計画 (NAP) を承認したと発表した。これで、EU 加盟全 25 カ国の NAP が全て承認されたことになる。EU 域内排出量制度の対象施設数は 11,428 カ所、3 年間の総排出枠は 65 億 7,000 万 t-CO₂ となった (出所 1)。

当初は、2004 年 6 月までに全ての NAP が承認される予定であったが、結果的には 1 年の遅れとなった。これは、欧州委員会と加盟国政府との意見調整に時間がかかったためであり、結果的には加盟国が提出した NAP 案の総排出枠の 4% にあたる 2 億 9,000 万 t-CO₂ の排出枠が、欧州委員会の承認過程で削減されている (出所 1)。例えば 2005 年 5 月に承認されたイタリアの NAP は、原案の排出枠から 9% 削減された上で承認された (出所 2)。

イタリアの NAP が排出枠を大幅に削減され承認されたことにより、この制度の排出枠である EU アロウワンス (EUA) 価格が、これまでの最高額である 19.75 ユーロ/t-CO₂ を記録した (出所 2)。2005 年 6 月には EUA 価格は 20 ユーロ/t-CO₂ を大幅に上回り、取引開始初期の価格 (約 7 ユーロ/t-CO₂) の 3 倍以上にもなっている。EUA の価格高騰の理由としては、前述のように排出枠を削減されて NAP が承認されることの他に、石油価格の高騰が挙げられる。石油価格の高騰により発電事業者が CO₂ 排出量の多い石炭火力発電にシフトして EUA 需要が高まり、価格が上昇しているのである (出所 3)。

排出量取引を行うための必要な電子登録簿の作成が進み東欧諸国が取引に参加可能になることや、2005 年の排出実績が年後半に向けて固まっていくことなどが、今後の EUA 価格を見る上でポイントとなってくると考えられる。

(文責 伊藤弘和)

(出所 1)

- ・  Environment Daily、2005 年 6 月 21 日

www.environmentdaily.com

(出所 2)

- ・ REUTERS、2005 年 5 月 26 日

<http://www.planetark.com/dailynewsstory.cfm/newsid/30978/story.htm>

(出所 3)

- ・  Environment Daily、2005 年 5 月 25 日

www.environmentdaily.com

4. 米国

4-1. 包括エネルギー法案可決、RPS 制度・排出量取引制度は盛り込まれず

原油価格の高騰や中国海洋石油（CNOOC）の米国石油企業ユノカル買収の動きが大々的に報道される中、4 年越しの懸案事項であった包括エネルギー法案が、両院協議会の調整を経て 7 月 28 日下院、翌 29 日に上院で可決された。本法案には、再生可能エネルギー利用や原子力発電所新設推進の諸施策が盛り込まれたほか、エタノールの自動車燃料への混合利用拡大等が採用されている（出所 1）。最終法案成立までの審議過程を振り返ると、上院では本案の修正条項として排出量取引制度導入および技術開発支援法案（Climate Stewardship and Innovation Act of 2005、通称：マケイン・リーバーマン法案）が提出されたが、採決の結果、反対 60 票、賛成 38 票で否決されている（出所 2）。

マケイン・リーバーマン法案は 2003 年に上程され、採決の結果、小差で否決されたものだが、強制的な規制措置の導入を図るものとして再審議が注目されていた。今回の修正案には、新規原子力発電所建設費の公的負担や炭素地中固定化と組み合わせた石炭ガス化発電、太陽熱、バイオマス等の新技術によるエネルギー供給施設に対する 80%までの建設資金融資等の支援策が追加条項として盛り込まれ、新たな支持票の獲得が期待された。しかし、発表直後から環境団体が反発するなど原子力発電所新設の容認に対する批判が起り、採決では前回支持票を投じた民主党議員のうち 4 名が反対、2 名が棄権に廻り、最終的には前回の賛成票 43 票を下回る結果に終わった。

また、法案否決の見返りとして採択された上院決議案では、地球温暖化を人為的なものと認めかつ強制的な規制措置導入の必要性が謳われていることから環境派はこれを大きな成果であると強調していたが、この決議案も両院協議会の調整段階で削除されてしまった。

なお、上院案には 2020 年までに 20%の再生可能エネルギー利用による発電を義務付ける RPS 制度 (Renewable Portfolio Standard) が盛り込まれていたが、同様に最終案では削除されている。

北東部諸州や太平洋岸州で地域的な盛り上がりを見せてはいるものの、強制的な排出量規制措置に対する米国議会の抵抗感は思いのほか根強い。この 2 年間で 2 度の採決を行い、共に否決されたという事実は重く、米国の排出量規制法導入の道筋は更に混迷度を増したといえる。

(文責 小松 昭)

(出所 1)

- ・ 米国議会 HP

<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/query/query>

(出所 2)

- ・ 米国議会 HP

http://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_lists/roll_call_vote_cfm.cfm?congress=109&session=1&vote=00148

(出所 3)

- ・ Environment & Energy Daily, 2005 年 7 月 18 日

5. スイス

5-1. スイス連邦参事会が燃料への CO₂ 税の導入を具体化

連邦参事会 (Bundesrat)²は 6 月 22 日、燃料への CO₂ 税の導入と CDM など海外における排出削減実績の目標への算入制限を規定する 2 つの政令と同時に、燃料への二酸化炭素トン当たり 35 スイスフラン³の税の承認に関する議会への教書を決議した (出所 1)。燃料への CO₂ 税と輸送燃料への気候ラッペン (Klimarappen⁴: 気候サンチーム) によって CO₂ 法と京都議定書の気候政策上の目標が達成される。

1999 年に公布された CO₂ 法は、化石燃料からの CO₂ 排出が 2010 年までに全体として 10%削減されることを求めている。この目標に対するギャップを埋めるため、連邦参事会は 2004 年 10 月 20 日から 2005 年 1 月 20 日まで CO₂ 法実施の 4 つの代替案についてパブリックコメントを行い (出所 2)、2005 年 3 月にこの結果に基づいて CO₂ 税を化石燃料に科

² スイスの行政府で 7 人のメンバーからなり、合同連邦議会によって 4 年の在職期間で選ばれる。

³ 6 月 22 日現在、1 スイスフラン=約 86 円。スイスフランはドイツ語ではフランケン。

⁴ ラッペンとは、スイスの貨幣で 1/100 フランケン。フランス語でサンチーム。

すとともに、石油産業によって民間ベースで徴収される輸送燃料への気候ラッペンに免税の機会を 2007 年末まで与える追加的削減手段を決定した。

この決定の実施のため、連邦参事会は 6 月 22 日、CO₂ 税に関する政令と外国で獲得される排出削減の算入に関する政令の 2 つの政令を公布すると同時に、二酸化炭素トン当たり 35 スイスフランの税率の承認を提案する議会への教書を決議した。

この結果、2006 年から化石燃料の消費に対して CO₂ 税が徴収される（出所 2）。平均で年 6 億 5,000 万スイスフランと見積られる収入は、健康保険の保険者や老齢・遺族保険補償基金（AHV-Ausgleichskasse）を通じて国民・企業に還元される。企業は、連邦に対して CO₂ 削減を約束する場合、競争力保護のため税から免除される。300 の企業についてすでに削減目標が協定され、それによって企業は免税と排出量取引への参加の権利が与えられる。EU 域内排出量取引システムとのリンクが計画されており、企業の排出権売買の余地が拡大される予定である。

輸送燃料への気候ラッペンは、石油産業の自主的な取り組みである。民間によって徴収されるリットル当たり 1.3 から 1.9 ラッペンの価格割増金によって、国内外の削減手段が資金提供され、2010 年までに 180 万 t-CO₂ の削減寄与が期待される。気候ラッペンが 2007 年までに 2010 年までの必要な目標への寄与をもたらすことを証明できない場合、連邦参事会はガソリンにも CO₂ 税を導入する。当該協定を環境・交通・エネルギー・通信省（UVEK）は、2005 年 8 月末に締結する予定である。

（文責 田上貴彦）

（出所 1）

- ・ UVEK 報道発表， Bundesrat konkretisiert die Einführung der CO₂-Abgabe auf Brennstoffen， 2005 年 6 月 22 日

<http://www.uvek.admin.ch/dokumentation/medienmitteilungen/artikel/20050622/02294/index.html?lang=de>

（出所 2）

- ・ UVEK 報道発表， CO₂-Abgabe auf Brennstoffe – bei Treibstoffen Klimarappen “auf Probe”， 2005 年 3 月 23 日

<http://www.uvek.admin.ch/dokumentation/medienmitteilungen/artikel/20050323/02218/index.html?lang=de>

6. ニュージーランド

6-1. 炭素税を 2007 年 4 月から導入

5 月 4 日、ニュージーランド政府は炭素税導入に関する実施案を公表した（出所 1）。

2002 年に同国は、経済的利益を損なわずに京都議定書（同年 12 月に批准、1990 年時点での附属書 I 国に占める CO₂ 排出割合は 0.2%）の目標を達成することを目的とした気候変動政策の中で 2007 年以降の炭素税導入を定めており、本案は、その詳細を明らかにしたものである。7 月 8 日まで国民からの意見を受け付けた後に議会で法案が審議され（与党の労働党は環境税導入賛成、野党第一党の国民党は導入反対。本年 9 月に総選挙実施予定）、可決されれば 2007 年 4 月 1 日～2012 年 12 月 31 日まで導入される。その後の取り扱いに関しては、今後決定される予定である。

農業から排出されるメタンと一酸化二窒素は排出削減策が乏しいとの理由で除外されたが、残りの全ての温室効果ガスが対象となる。また、管理コスト削減のため、可能な限り上流で課税を行う。導入開始時の税額は NZ\$ 15（約 1,200 円）／トン-CO₂ で、国際価格動向との大幅な乖離が継続する場合には見直すが、2012 年までは NZ\$ 25（約 2,000 円）／トン-CO₂ を上回ることは無いとしている。政府の試算によると、標準家庭での税額負担は週当たり NZ\$ 4（約 320 円）に過ぎず、また、2010 年の GDP への影響も 0.03% 減に止まるとのことである。

また、政府は炭素税導入による企業の国際競争力低下を避けるために **Negotiated Greenhouse Agreements (NGAs)** を導入する。協定を締結した企業が世界で最も低いレベルの排出原単位を達成すれば、炭素税の全額または一部が免除されるものである。また、中小企業向けには、エネルギー高効率技術導入を目的とし、今後 3 年間の総額が NZ\$ 445 万（約 3.6 億円）におよぶ補助金交付プログラムを本年 7 月 1 日から実施し、エネルギー集約型中小企業が炭素税導入に円滑に適応出来るようにする。

ニュージーランド政府は、2007 年 4 月～2009 年 6 月までの税収額を NZ\$ 7 億 2,100 万（約 577 億円）と見込んでいるが（出所 2）、この税収は産業界の国際競争力維持を目的に、償却期間の短い固定資産の減価償却の前倒しし、金融機関を通じた投資に対する減税、給与外給付に対する課税の見直しによる歳出増加分の一部と相殺することとしている。

炭素税と排出権取引との関係について政府は、「炭素税は将来の全面的／部分的排出権取引への暫定的な道のりとも考えられる。現時点では炭素税の方が大きな確実性を有するが、国際排出権取引市場が発展すれば、排出権取引の方がより良いオプションともなり得る」との見解を明らかにしている。一方、本年 3 月に財務省が取りまとめた報告書（出所 3）では、「最善の枠組みは、まず政府が企業等に排出権を無償オークションにより初期割当を行い、排出権価格が予め定めた価格にまで上昇した場合は、企業等が政府からその価格で無制限に排出権を購入出来るという、いわば排出量に応じて納税することと同様の効果を

もたらずハイブリッドな制度である。この制度は、企業等が排出権の価格上昇リスクを政府に転嫁出来るという点でも望ましい」と結論付けている。

今後炭素税導入へ向けて国内でどのような反応が出てくるか、導入後の排出量削減効果はどうか、また、欧州での CO₂ 排出権価格が上昇傾向を続ける中で、同国政府が排出権取引をどのように取り込んで行くのか、わが国としてもその動向を注視していく必要がある。

(文責 広野正純)

(出所 1)

- ・ ニュージーランド政府・気候変動室ホームページ, Carbon Tax
<http://www.climatechange.govt.nz/policy-initiatives/carbon-tax.html>

(出所 2)

- ・ ニュージーランド政府・財務省ホームページ, Budget 2005
www.treasury.govt.nz/budget2005/summary/exec-sum05.pdf

(出所 3)

- ・ ニュージーランド政府・財務省ホームページ, Taxes vs. Permits: Options for Price-Based Climate Change Regulation
<http://www.treasury.govt.nz/workingpapers/2005/wp05-02.asp>

7. 英国

7-1. 炭素固定化 —CO₂ を分離・回収し、北海の地中へ封入—

英国のエネルギー大臣は、石炭火力発電所から排出されるCO₂を回収し、北海の枯渇ガス田や枯渇油田へ注入・固定化する実証プロジェクトへの資金拠出を公表した。拠出額は、CO₂の固定化を含めたクリーン技術に4,000万ポンドを予定している。今回の決定について、これまで英国政府は再生可能エネルギー導入促進をCO₂削減の主な政策と掲げており、加えて火力発電所からのCO₂排出管理の必要性についても認識したものであり、長期的な利益は明らかであり、発電所の排ガス中の85%を回収・固定化することができる技術に対して、現段階で投資を行うことで十分なメリットがある、としている（出所1）。

これに呼応した形で、BPを含む4社はスコットランドにおいて、天然ガスから水素とCO₂を分離し、水素は発電用燃料、CO₂は北海油田での石油増進回収に使用・貯留する世界初の発電所を建設する計画が進行中である、と発表した。今回計画されている発電所は、35万

kWの出力で6億ドルの建設費を見込んでおり、2009年の運転開始に向けてプラントを建設するか否かを来年決定する予定である。このプロジェクトにより、年間130万t-CO₂ (英国の25万世帯分のCO₂) が削減される見込みである (出所 2)。

今回の英国政府の決定は、現在の温暖化対策だけでは京都議定書の第 1 約束期間の目標 (1990 年比-12.5%) は達成できても、国家目標である 20%の削減と、それ以降における温室効果ガスの削減が厳しい (出所 3) ことの表れと推測することもできる。

(文責 佐々木宏一)

(出所 1)

- ・ Reuters, 2005 年 6 月 14 日
<http://uk.news.yahoo.com/050614/325/fl5e6.html>

(出所 2)

- ・ Reuters, 2005 年 6 月 30 日
http://today.reuters.com/news/newsArticle.aspx?type=scienceNews&storyID=2005-06-30T131007Z_01_N30551803_RTRIDST_0_SCIENCE-ENERGY-BITAIN-CARBON-DC.XML

(出所 3)

- ・ DEFRA, UK CLIMATE CHANGE PROGRAMME REVIEW: CONSULTATION LAUNCH
<http://www.defra.gov.uk/news/2004/041208b.htm>

8. カナダ

8-1. カナダ京都議定書目標達成計画

—費用対効果を重視し、市場メカニズムを活用—

カナダ政府は、同国の気候変動対策の枠組を示す計画書を 2005 年 4 月に発表した (出所 1)。「プロジェクト・グリーン」(出所 2) と題されたこの計画書は、同国が京都議定書目標を達成するために実施する諸施策を示すもので、カナダ政府が 2002 年に発表した「カナダ気候変動計画 (Climate Change Plan for Canada)」(出所 3) をふまえ、①産業部門での削減、②市場原理の活用、③政府間の連携、④家庭・交通部門での削減、⑤吸収源の利用、⑥地域・コミュニティレベルでの削減、の 6 つを柱としている。すでに実施されているプログラムで、効果の高い施策については対象範囲を拡大するなどし、さらに必要な対策に対する予算額を示している。

今回の計画で目標削減量の主要部分を占めるのは、②の市場原理の活用 (75~115Mt-CO₂)

／年)である。政府は、気候基金 (Climate Fund) を設立し、国内あるいは海外での削減プロジェクト (CDM・JI) によるクレジットを買い上げるとの施策を既に打ち出している。また、①の産業部門での削減では、国内のエネルギー企業、製造業企業等を大規模産業排出部門としてくり、排出削減目標を策定するとしている。目標値は部門全体で 45Mt-CO₂ とされている。対象とされる事業者は、国内での排出削減策の実施だけでなく、海外でのプロジェクト実施や、今後実施が予定されている国内排出量取引による削減クレジットの活用が認められる。これらは、気候基金の活用とも連繫した施策となっている。

これまでの計画 (上記「カナダ気候変動計画」) では、大規模産業排出部門に対する目標値は 55Mt-CO₂ とされていたが、産業界との意見調整を経て、今回の目標はより緩い水準とされた。他方、市場メカニズムの活用、とりわけ気候基金設立を通じ、政府による海外クレジットの調達をより明確な形で示し、途上国・経済移行国への技術移転を促進しつつ、費用対効果の高い目標達成手段の活用を重視しているといえる。なお、ホットエアは政府購入クレジットの対象からは除外されている。

(文責：伊藤葉子)

(出所 1)

- ・ カナダ政府

<http://climatechange.gc.ca/english/newsroom/2005/plan05.asp>

(出所 2)

- ・ Project Green: Moving Forward on Climate Change: A Plan for Honouring our Kyoto Commitment

http://climatechange.gc.ca/kyoto_commitments/report_e.pdf

(出所 3)

- ・ Climate Change Plan for Canada

<http://climatechange.gc.ca/english/ccplan.asp>

9. 中国

9-1. 中国 CDM 登録 - CDM プロジェクトの承認手続きが難航か -

中国国家気候変動対策調整グループは、7月13日時点の CDM プロジェクトの審査状況を発表した (出所 1)。2004年6月30日に施行した「CDM 事業運営管理暫定弁法」からすでに一年が経過したが、中国の DNA が受付を行った CDM プロジェクトは計 11 件である。受理したプロジェクトのうち、承認を受けたプロジェクトは 3 件にとどまり、審査作業が大幅に遅れている。審査過程の中、南京天井洼埋立地と広東省の梅州埋立地のメタンガス回収と利用プロジェクトの審査結果が不承認となったというニュースが報じられたが、

中国政府は不承認という事実を否定し、プロジェクトの方法論や CER の価格設定について修正を求めていることで、一時保留との説明を行った（出所 2）。その後、南京天井洼埋立地プロジェクトが承認され、梅州埋立地ガス利用に関しては引き続き保留状態となっているが、一度国際社会に与えた CDM 審査体制に対する不信任は、今後中国での CDM プロジェクトの展開に影響を与えそうである。

一方、UNFCCC の CDM 理事会に提出された中国の CDM プロジェクトは計 6 件で、登録されたのは内蒙古風力発電の 1 件であり、残り 5 件は有効化審査段階となっている（出所 3）。

中国政府の CDM プロジェクトの承認状況（2005 年 7 月 13 日まで）

件数	中国政府の承認状況	UNFCCC CDM理事会の提出状況	方法論	プロジェクト名	省・市・自治区	投資国	削減量 (t-CO2/年)
1	承認	登録済み	AM0005	輝騰錫勒風力発電プロジェクト	内蒙古自治区	オランダ	51,429
2	承認	有効化審査段階	ACM0001	安定埋立地ガス回収と利用プロジェクト	北京市	オランダ	79,999
3	承認	有効化審査段階	ACM0001 AMS-I.D.	南京天井洼埋立地ガス発電プロジェクト	江蘇省	イギリス	265,042
4	受理審査中	有効化審査段階	AMS-I.D.	漁仔口小水力発電所	湖南省	-	40,480
5	受理審査中	有効化審査段階	AM0005	張北満井風力発電プロジェクト	河北省	-	102,599
6	受理審査中	未提出	-	浙江巨化HFC-23破壊プロジェクト	浙江省	日本	-
7	コメント済み	有効化審査段階	AM0003	梅州埋立地ガス回収とエネルギー利用	広東省	オーストリア ドイツ	286,525
8	コメント済み	未提出	-	雲南省大梁子水力発電所	雲南省	オーストリア	144,000
9	コメント済み	未提出	-	吉林洮南風力発電所	吉林省	オーストリア	113,521
10	コメント済み	未提出	-	南煤化工場と国泰耐火材料工場 燃料転換プロジェクト	山西省	オーストリア	-
11	コメント済み	未提出	-	淮南磁業集団ガス総合利用プロジェクト	湖北省	イギリス	-

（出所）国家發展改革委員会、国家気候変動対策調整グループと UNFCCC（出所 3）により作成

（文責 CHEW CHONG SIANG）

（出所 1）

- Clean Development Mechanism in China

<http://cdm.ccchina.gov.cn/>

（出所 2）

- Clean Development Mechanism in China

<http://cdm.ccchina.gov.cn/message.asp?PageNo=4>

（出所 3）

- United Nations Framework Convention on Climate Change

<http://cdm.unfccc.int/>

10. 国内

10-1. 審議会動向

2005 年 3 月 29 日、日本における地球温暖化対策の第 1 ステップ（2002 年～2004 年）のレビューを踏まえて策定された「京都議定書目標達成計画（案）」が地球温暖化対策推進本部（本部長は小泉純一郎総理大臣）によって了承され、同案は広くパブリックコメントにかけられた後、4 月 28 日に「京都議定書目標達成計画」として閣議決定された。これと前後して、各省庁が開催する審議会においても、日本における地球温暖化対策の第 2 ステップ（2005 年～2007 年）に向けた具体的な議論が行われている。

中でも、環境省の中央環境審議会／総合政策・地球環境合同部会／環境税の経済分析等に関する専門委員会は、2 週間に一度の頻度で委員会を開催している。5 月 10 日に第 1 回委員会が開催され、エネルギー価格の変動による需要への影響、環境税導入によるアナウンスメント効果の評価、国際競争力への影響等の検討事項が掲げられた。8 月 4 日の第 7 回委員会では「環境税の経済分析等について—これまでの審議の整理—（案）」と題したとりまとめが公表された。一般消費者へのアンケート結果として、「環境税導入にはアナウンスメント効果があり、低率（2%）でも省エネ行動が促進されること」、そして「昨年 11 月に環境省が発表した環境税案（2,400 円/t-C）は、生産者価格や企業の経営指標への影響は概して軽微であり、一部のエネルギー多消費産業も軽減措置を実施すれば、影響は抑えられる」という内容となっている（出所 1）。

その他の環境省の審議会としては、中央環境審議会／地球環境部会／気候変動に関する国際戦略委員会が 5 月に「気候変動問題に関する今後の国際的な対応について（長期目標をめぐって）第 2 次中間報告」の発表を行った。報告書の内容は、地球全体の平均気温の上昇を産業革命以前に比べ摂氏 2 度以下に抑えるという考え方を長期温室効果ガス削減目標について検討する場合の出発点として位置付けている。また、この目標を達成するためには、2010 年には地球全体の温室効果ガス排出量の 75%の削減が必要であると試算。しかし、科学的な不確実性や経済社会的な受容性からも、社会的コンセンサスを得ることが必要としている（出所 2）。

一方、経済産業省の産業構造審議会／環境部会／市場メカニズム専門委員会の第 7 回委員会が 7 月 5 日に凡そ 2 年ぶりに開催された。本委員会では、京都メカニズムの本格的な活用に向けた基本方針やクレジット供給量の拡大促進、クレジット取得に関連する課題が検討事項として掲げられた（出所 3）。本委員会では 8 月後半に取りまとめを行う予定である。

（文責 小川順子）

（出所 1）

・中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 環境税の経済分析等に関する専門委員会

http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=6749&hou_id=5988

(出所 2)

- ・ 中央環境審議会・地球環境部会 気候変動に関する国際戦略委員会
気候変動問題に関する今後の国際的な対応について（長期目標をめぐって）第 2 次中間報告
2005 年 5 月

http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=6749&hou_id=5988

(出所 3)

- ・ 産業構造審議会 地球環境小委員会 市場メカニズム専門委員会第 7 回資料、2005 年 7 月 5 日

お問い合わせ先 : report@tky.ieej.or.jp